No.４

令和７年（６月）

第２回定例会議案

熊谷市

目　　次

議案番号	議案名	所管課	頁
第３８号	専決処分の承認を求めることについて （令和６年度熊谷市一般会計補正予算（第８号)）	財政課	1
第３９号	専決処分の承認を求めることについて （令和６年度熊谷市熊谷都市計画事業土地区画整理事業特別会計補正予算（第２号)）	財政課	5
第４０号	専決処分の承認を求めることについて （熊谷市税条例の一部を改正する条例）	市民税課 資産税課	9
第４１号	専決処分の承認を求めることについて （熊谷市都市計画税条例の一部を改正する条例）	資産税課	１４
第４２号	専決処分の承認を求めることについて （熊谷市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）	保険年金課	１７
第４５号	熊谷市情報公開条例の一部を改正する条例	庶務課	２０
第４６号	熊谷市税条例の一部を改正する条例	市民税課 資産税課 納税課	２１
第４７号	熊谷市遺児手当支給条例の一部を改正する条例	こども課	２７
第４８号	熊谷市土砂等のたい積の規制に関する条例の一部を改正する条例	環境推進課	３１
第４９号	熊谷市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	保育課	３６
第５０号	熊谷市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	保育課	３９
第５１号	熊谷市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部を改正する条例	庶務課	４２
第５２号	熊谷市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例	保育課	４３
第５３号	工事請負契約の締結について （熊谷市立熊谷東小学校教室棟改修建築工事）	教育総務課 （契約課）	５７
第５４号	工事請負契約の締結について （熊谷市立荒川中学校教室棟改修建築工事）	教育総務課 （契約課）	５８

第５５号	工事請負契約の締結について （熊谷市立佐谷田小学校教室棟改修建築工事（１期））	教育総務課 （契約課）	５９
第５６号	工事請負契約の締結についての変更について （熊谷市子育て支援・保健拠点施設整備事業建設工事）	こども課	６０
第５７号	工事請負契約の締結についての変更について （旧妻沼清掃センター解体工事）	環境美化 センター （契約課）	６１
第５８号	工事請負契約の締結についての変更について （熊谷市立勤労会館等解体工事）	市民活動 推進課 （契約課）	６２
第５９号	財産の取得について （災害対応特殊救急自動車）	警防課 （契約課）	６３
第６０号	財産の取得について （高度救命処置用資機材等）	警防課 （契約課）	６４
第６１号	事業契約の締結について （（仮称）道の駅「くまがや」整備事業（その２））	道の駅 整備室	６５

議案第３８号

専決処分の承認を求めることについて

令和６年度熊谷市一般会計補正予算（第８号）について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第３項の規定により、これを報告し承認を求める。

令和７年６月５日提出

熊谷市長　小　林　哲　也

専決処分書

令和６年度熊谷市一般会計補正予算（第８号）について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和７年３月３１日

熊谷市長　小　林　哲　也

令和６年度熊谷市一般会計補正予算（第８号）

令和６年度熊谷市の一般会計補正予算（第８号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費の補正）

第１条　繰越明許費の追加及び変更は、「第１表繰越明許費補正」による。

令和７年３月３１日

埼玉県熊谷市長　小　林　哲　也

第１表　繰越明許費補正

（追加）

款	項	事業名	金額
3　民生費	1　社会福祉費	人件費	3,581千円
		低所得者等追加支援給付金給付事業	144,393千円
	2　児童福祉費	子育て支援・保健拠点施設整備事業	536,662千円
7　商工費	1　商工費	クマＰＡＹ発行事業	7,150千円
8　土木費	2　道路橋りょう費	道路維持経費	5,880千円
		道路整備事業	116,281千円
		池上地区「道の駅」整備事業	26,660千円
		池上地区「道の駅」関連道路整備事業	10,092千円
		通学路整備事業	29,045千円
	3　河川費	排水路等維持管理経費	36,801千円
	4　都市計画費	籠原駅南口線道路改良事業	86,800千円

（変更）

款	項	補正前		補正後	
		事業名	金額	事業名	金額
8　土木費	3　河川費	新星川改修事業	7,700千円	新星川改修事業	178,070千円

議案第３９号

専決処分の承認を求めることについて

令和６年度熊谷市熊谷都市計画事業土地区画整理事業特別会計補正予算（第２号）について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第３項の規定により、これを報告し承認を求める。

令和７年６月５日提出

熊谷市長　小　林　哲　也

専決処分書

令和６年度熊谷市熊谷都市計画事業土地区画整理事業特別会計補正予算（第２号）について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和７年３月３１日

熊谷市長　小　林　哲　也

令和６年度熊谷市熊谷都市計画事業土地区画整理事業特別会計補正予算（第２号）

令和６年度熊谷市の熊谷都市計画事業土地区画整理事業特別会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費の補正）

第１条　繰越明許費の追加及び変更は、「第１表繰越明許費補正」による。

令和７年３月３１日

埼玉県熊谷市長　小　林　哲　也

第１表　繰越明許費補正

（追加）

款	項	事　　業　　名	金　　額
1　区画整理費	3　上之土地区画整理費	上之土地区画整理実施事業	162,696千円

（変更）

款	項	補正前		補正後	
		事業名	金額	事業名	金額
1　区画整理費	2　上石第一土地区画整理費	上石第一土地区画整理実施事業	70,000千円	上石第一土地区画整理実施事業	103,300千円

議案第４０号

専決処分の承認を求めることについて

熊谷市税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第３項の規定により、これを報告し承認を求める。

令和７年６月５日提出

熊谷市長　小　林　哲　也

専決処分書

熊谷市税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和７年３月３１日

熊谷市長　小　林　哲　也

熊谷市税条例の一部を改正する条例

熊谷市税条例（平成１７年条例第６３号）の一部を次のように改正する。

第３６条の２第９項中「第２条第１５項」を「第２条第１６項」に改める。

第８２条第１号ア中「エ」を「ウ及びオ」に改め、同号イ中「又は」を「(ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号エを同号オとし、同号ウ中「又は」を「(ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号ウを同号エとし、同号イの次に次のように加える。

ウ　二輪のもので、総排気量が０．１２５リットル以下かつ最高出力が４．０キロワット以下のもの　年額　２，０００円

第８９条第２項第５号中「定格出力」の次に「(第８２条第１号ウに掲げる原動機付自転車にあっては、原動機の総排気量及び最高出力)」を加える。

第９０条第２項中「身体障害者又は」を「身体障害者若しくは」に、「を提示する」を「又はこれらの者の特定免許情報（同法第９５条の２第２項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同条第４項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。)を提示する」に改め、同項第５号中「の番号、交付年月日及び」を「又は道路交通法第９５条の２第２項第１号に規定する免許情報記録(以下この号において「免許情報記録」という。）の番号、運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の」に改め、同条中第４項を第５項とし、第３項を第４項とし、第２項の次に次の１項を加える。

３　前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。

附則第１０条の２の表中「附則第１５条第３７項」を「附則第１５条第３６項」に、「附則第１５条第３８項」を「附則第１５条第３７項」に、「附則第１５条第４１項」を「附則第１５条第４０項」に、「附則第１５条第４２項」を「附則第１５条第４１項」に改める。

附則第１０条の３中第１５項を第１６項とし、第１４項を第１５項とし、第１３項の次に次の１項を加える。

１４　市長は、法附則第１５条の９の３第１項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成１２年法律第１４９号）第５条の２第１項に規定する管理組合の管理者等から法附則第１５条の９の３第２項に規定する期間内に施行規則附則第７条第１７項各号に掲げる書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが法附則第１５条の９の３第１項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第１項の規定を適用することができる。

附則第１０条の４及び第１０条の５を削る。

附則第１０条の６第１項各号列記以外の部分中「附則第１６条の４第１項」を「附則第１６条の２第１項」に改め、同項第１号中「附則第１２条の６第１項第３号」を「附則第１２条の４第１項第３号」に改め、同項第２号及び第３号中「附則第１６条の４第１項」を「附則第１６条の２第１項」に改め、同条第２項中「附則第１６条の４第１項」を「附則第１６条の２第１項」に、「令和５年度分及び令和６年度分」を「令和７年度分及び令和８年度分」に改め、同条第３項中「附則第１６条の４第４項」を「附則第１６条の２第４項」に改め、同項第３号及び第５号中「附則第１６条の４第３項」を「附則第１６条の２第３項」に改め、同条第４項中「附則第１６条の４第９項」を「附則第１６条の２第９項」に、「附則第１６条の４第４項」を「附則第

１６条の２第４項」に改め、同条を附則第１０条の４とする。

附　則

（施行期日）

第１条　この条例は、令和７年４月１日から施行する。

（固定資産税に関する経過措置）

第２条　改正後の熊谷市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和７年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和６年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第３条　新条例第８２条（第１号に係る部分に限る。）の規定は、令和７年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和６年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

議案第４１号

専決処分の承認を求めることについて

熊谷市都市計画税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第３項の規定により、これを報告し承認を求める。

令和７年６月５日提出

熊谷市長　小　林　哲　也

専決処分書

熊谷市都市計画税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和７年３月３１日

熊谷市長　小　林　哲　也

熊谷市都市計画税条例の一部を改正する条例

熊谷市都市計画税条例（平成１７年条例第６４号）の一部を次のように改正する。

附則第７項の表中「附則第１５条第３７項」を「附則第１５条第３６項」に、「附則第１５条第３８項」を「附則第１５条第３７項」に、「附則第１５条第４２項」を「附則第１５条第４１項」に改める。

附則第８項第１号中「同条第１５項」を「同条第１６項」に改める。

附則第２１項中「第３４項まで、第３７項、第３８項、第４２項若しくは第４５項」を「第３３項まで、第３６項、第３７項、第４１項若しくは第４４項」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和７年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の熊谷市都市計画税条例の規定は、令和７年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和６年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

議案第４２号

専決処分の承認を求めることについて

熊谷市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第３項の規定により、これを報告し承認を求める。

令和７年６月５日提出

熊谷市長　小　林　哲　也

専決処分書

熊谷市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和７年３月３１日

熊谷市長　小　林　哲　也

熊谷市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

熊谷市国民健康保険税条例（平成１８年条例第１７６号）の一部を次のように改正する。

第２２条第１項第２号中「２９万５，０００円」を「３０万５，０００円」に改め、同項第３号中「５４万５，０００円」を「５６万円」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和７年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の第２２条の規定は、令和７年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和６年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第４５号

熊谷市情報公開条例の一部を改正する条例

熊谷市情報公開条例（平成１７年条例第１０号）の一部を次のように改正する。

第９条第５項中「日から」の次に「起算して」を加える。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の第９条第５項の規定は、この条例の施行の日以後になされた第６条第１項の規定による公開の請求（以下「公開請求」という。）について適用し、同日前になされた公開請求については、なお従前の例による。

令和７年６月５日提出

熊谷市長　小　林　哲　也

提案説明

行政情報の公開決定の期限に係る特例の見直しを行いたいので、この案を提出するものであります。

議案第４６号

熊谷市税条例の一部を改正する条例

熊谷市税条例（平成１７年条例第６３号）の一部を次のように改正する。

第１８条中「公示送達は、」の次に「公示事項（同条第２項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和２９年総理府令第２３号。以下「施行規則」という。）第１条の８第１項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を」を加え、「掲示して行う」を「掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってする」に改める。

第１８条の３中「地方税法施行規則（昭和２９年総理府令第２３号。以下「施行規則」という。）」を「施行規則」に改める。

第３４条の２中「又は扶養控除額」を「、扶養控除額又は特定親族特別控除額」に改める。

第３６条の２第１項ただし書中「若しくは同条第４項」を「、同条第４項」に改め、「扶養控除額」の次に「若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第１項第１２号に規定する特定親族をいう。第３６条の３の２第１項第３号及び第３６条の３の３第１項において同じ。）（前年の合計所得金額が８５万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」を加える。

第３６条の３の２第１項第３号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

第３６条の３の３第１項中「者に限る。）」の次に「若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が８５万円以下であるものに限る。）」を加え、同項第３号中「扶養親族」の

次に「又は特定親族」を加える。

附則第１６条の２の次に次の１条を加える。

（加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例）

第１６条の２の２　令和８年４月１日以後に第９２条の２第１項の売渡し又は同条第２項の売渡し若しくは消費等（次項において「売渡し等」という。）が行われた加熱式たばこ（第９２条第１号オに掲げる加熱式たばこをいい、第９３条の２の規定により製造たばこととみなされるものを含む。以下この条において同じ。）に係る第９４条第１項の製造たばこの本数は、同条第３項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ（第９２条第１号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。）の本数によるものとする。

⑴　葉たばこ（たばこ事業法第２条第２号に規定する葉たばこをいう。）を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ（当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第８条の４の２に規定するところにより直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る。）　当該加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則附則第８条の４の３に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第３項までにおいて同じ。）の０．３５グラムをもって紙巻たばこの１本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの１本当たりの重量が０．３５グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの１本をもって紙巻たばこの１本に換算する方法

⑵　前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ　当該加熱式たばこの重量の０．２グラムをもって紙巻たばこの１本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの１個当たりの重量が４グラ

ム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの１個をもって紙巻たばこの２０本に換算する方法

２　前項の規定により加熱式たばこのうち同項第１号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第２号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの１個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

３　前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの１個当たりの重量に０．１グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

４　第１項第２号に掲げる加熱式たばこ（第９３条の２の規定により製造たばことみなされるものに限る。）のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。

⑴　第１項第１号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの

⑵　第１項第２号に掲げる加熱式たばこ（第９３条の２の規定により製造たばことみなされるものを除く。）と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ（同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。）であって当該加熱式たばこのみの品目のもの

附　則

（施行期日）

第１条　この条例は、令和８年１月１日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

⑴　附則第１６条の２の次に１条を加える改正規定及び附則第４条の規定　令和８年４月１日

⑵　第１８条及び第１８条の３の改正規定並びに次条の規定　地方税法等の一部を改正する法律（令和５年法律第１号）附則第１条第１２号に掲げる規定の施行の日

（公示送達に関する経過措置）

第２条　改正後の熊谷市税条例（以下「新条例」という。）第１８条の規定は、前条第２号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

（市民税に関する経過措置）

第３条　新条例第３４条の２及び第３６条の２第１項ただし書の規定は、令和８年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和７年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

２　令和８年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第３６条の２第１項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額（特定親族（同条第１項第１２号に規定する特定親族をいう。第３６条の３の２第１項第３号及び第３６条の３の３第１項において同じ。）（前年の合計所得金額が８５万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。

３　新条例第３６条の３の２第１項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支払を受けるべき新条例第３６条の２第１項ただし書に規定する給与について提出する新条例第３６条の３の２第１項及び第３項の規定による申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべき改正前の熊谷市税条例（以下「旧条例」という。）第３６条の２第１項ただし書に規定する給与について提出した旧条例第３６条の３の２第１項及び第３項の規定による申告書については、なお従前の例による。

４　新条例第３６条の３の３第１項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和４０年法律第３３号）第２０３条の６第１項に規定する公的年金等（同法第２０３条の７の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第３６条の３の３第１項の規定による申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第３６条の３の３第１項の規定による申告書については、なお従前の例による。

（市たばこ税に関する経過措置）

第４条　次項に定めるものを除き、附則第１条第１号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ（新条例附則第１６条の２の２第１項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。）に係る市たばこ税については、なお従前の例による。

２　令和８年４月１日から同年９月３０日までの間に、新条例第９２条の２第１項の売渡し又は同条第２項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る新条例第９４条第１項の製造たばこの本数は、同条第３項及び新条例附則第１６条の２の２の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。

⑴　新条例第９４条第３項の規定により換算した紙巻たばこ（新条例附則第１６条の２の２第１項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。）の本数に０．５を乗じて計算した製造たばこの本数

⑵　新条例附則第１６条の２の２の規定により換算した紙巻たばこの本数に０．５を乗じて計算した製造たばこの本数

３　前項各号に掲げる製造たばこの本数に１本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

令和７年６月５日提出

熊谷市長　小　林　哲　也

提案説明

「地方税法」の一部改正に伴い、個人の市民税に係る特定親族特別控除の新設を行うとともに、加熱式たばこに係る課税標準の特例等を設けたいので、この案を提出するものであります。

議案第４７号

熊谷市遺児手当支給条例の一部を改正する条例

熊谷市遺児手当支給条例（平成１７年条例第１４３号）の一部を次のように改正する。

第１条中「父若しくは母又は父母が共に死亡している低所得世帯にある児童についてその」を「遺児の」に、「これらの児童の生活の向上と」を「遺児の健全な育成及び」に改める。

第２条を次のように改める。

（定義）

第２条　この条例において「遺児」とは、次のいずれにも該当する者をいう。

⑴　本市に住所を有する者（住民基本台帳法（昭和４２年法律第８１号）の規定により本市の住民基本台帳に記録がなされている者をいう。次項第１号において同じ。）

⑵　１８歳に達した日の属する会計年度の末日までにある者

⑶　父若しくは母又は父母が共に死亡した者

２　この条例において「保護者」とは、次のいずれにも該当する者をいう。

⑴　本市に住所を有する者

⑵　遺児の親権を行う者又は未成年後見人その他の者

⑶　現に遺児を監護し、かつ、当該遺児と生計を同じくする者

⑷　熊谷市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例（平成１７年条例第１４１号）に基づき医療費（第７条において「ひとり親家庭等医療費」という。）の支給を受けている者

第３条を削る。

第４条第１項中「児童」を「遺児」に、「３，０００円」を「１０，０００円」に改め、同条第２項中「受給資格を認定された」を「次条

の規定による申請があった」に、「受給資格が」を「第６条の規定により受給資格を」に改め、同条に次の１項を加える。

３　手当は、毎年３月及び９月の２期に、それぞれの月までの分を支給する。ただし、前支給期月に支給すべきであった手当又は支給すべき事由が消滅した場合におけるその期の手当は、その支給期月でない月であっても、支給するものとする。

第４条を第３条とする。

第５条中「手当」の次に「の支給」を加え、「その旨を」を「規則で定めるところにより、」に改め、同条を第４条とする。

第６条中「前条」の次に「の規定」を加え、「適否」を「可否」に改め、同条に次の１項を加える。

２　市長は、前項の規定により支給の可否を決定したときは、規則で定めるところにより、保護者に通知するものとする。

第６条を第５条とする。

第７条各号列記以外の部分を次のように改める。

前条第１項の規定により支給の決定を受けた保護者（以下「受給者」という。）が第２条第２項各号のいずれかに該当しなくなったときは、手当を受給する資格を喪失する。

第７条各号を削り、同条を第６条とし、同条の次に次の１条を加える。

（手当の支給停止）

第７条　市長は、受給者がひとり親家庭等医療費の支給の制限を受けているときは、規則で定めるところにより、手当の支給を停止するものとする。

第８条を次のように改める。

（届出義務）

第８条　受給者は、第２条第２項各号のいずれかに該当しなくなった

ときは、規則で定めるところにより、遅滞なく市長に届け出なければならない。

２　受給者は、第４条の規定により申請した事項に変更が生じたときは、規則で定めるところにより、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。

３　受給者は、受給者の所得、世帯等の現況について、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

第９条中「次の各号のいずれかに該当する」を「この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反した」に改め、同条各号を削る。

第１０条を次のように改める。

（手当の返還）

第１０条　市長は、偽りその他不正の行為により手当の支給を受けた者があるときは、その者から当該支給を受けた額の全部又は一部を返還させることができる。

第１１条を第１３条とし、第１０条の次に次の２条を加える。

（譲渡又は担保の禁止）

第１１条　受給者は、手当の支給を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない。

（調査等）

第１２条　市長は、手当の支給に関し必要があると認めるときは、受給者その他の者に対して質問し、又は必要な事項について調査することができる。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和７年１０月１日から施行する。

（経過措置）

２　次項に定めがあるものを除き、改正後の熊谷市遺児手当支給条例

の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の遺児手当について適用し、施行日前の遺児手当については、なお従前の例による。

３　施行日の前日において改正前の第３条に規定する受給資格に該当している者であって、改正前の第５条の規定による支給の決定を受けている者が、施行日において改正後の第２条第２項（第４号を除く。）に規定する保護者に該当するときは、施行日において改正後の第４条の規定による申請があったものとみなし、令和７年度分の遺児手当を支給する。

令和７年６月５日提出

熊谷市長　小　林　哲　也

提案説明

遺児手当の額の引上げを行うとともに、遺児の対象年齢の拡大、保護者の受給資格の見直し等を行いたいので、この案を提出するものであります。

議案第４８号

熊谷市土砂等のたい積の規制に関する条例の一部を改正する条例

熊谷市土砂等のたい積の規制に関する条例（平成１９年条例第１０号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

熊谷市土砂等の堆積による土壌の汚染の防止に関する条例

第１条中「たい積に」を「堆積に」に、「無秩序な土砂等のたい積」を「土砂等の堆積による土壌の汚染」に改め、「市民の生活の安全の確保及び」を削る。

第２条第１号及び第２号中「たい積」を「堆積」に改め、同条第３号中「たい積区域」を「堆積区域」に、「たい積を」を「堆積を」に改める。

第３条中「無秩序な土砂等のたい積」を「土砂等の堆積による土壌の汚染」に、「たい積を監視する」を「堆積を監視する」に改める。

第４条の見出し中「たい積」を「堆積」に改め、同条中「たい積を」を「堆積を」に、「そのたい積に係る土砂等の流出、崩壊その他の災害の発生」を「土砂等の堆積による土壌の汚染」に、「たい積区域」を「堆積区域」に改める。

第５条中「無秩序な土砂等のたい積により、土砂等の流出、崩壊その他の災害が発生することのないよう」を「土砂等の堆積による土壌の汚染を防止するため」に改める。

第６条（見出しを含む。）中「たい積」を「堆積」に改める。

第７条から第１６条までを削る。

第１７条の見出し中「たい積」を「堆積」に改め、同条中「許可を受けた者は、当該許可に係る」を「土砂等の堆積を行う者は、堆積区域の面積が５００平方メートルを超え３，０００平方メートル未満で

ある場合においては、当該」に、「たい積に」を「堆積に」に、「たい積の」を「堆積の」に、「たい積区域」を「堆積区域」に、「規則の」を「規則で」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、次に掲げる土砂等の堆積については、この限りでない。

⑴　土地の造成その他の事業の区域内において行う土砂等の堆積であって、当該事業の区域における土砂等のみを用いて行うもの

⑵　法令又は他の条例の規定による許可等の処分その他の行為で規則で定めるものに係る行為として行う土砂等の堆積であって、規則で定めるところにより市長に届け出たもの

⑶　公益性が高いと認められる事業の実施に係る行為のうち土砂等の堆積による土壌の汚染のおそれがないものとして規則で定めるものに係る土砂等の堆積

⑷　災害復旧のために必要な応急措置として行う土砂等の堆積

⑸　法令若しくは条例又はこれらに基づく処分による義務の履行に伴う土砂等の堆積

⑹　前各号に掲げるもののほか、土砂等の堆積による土壌の汚染のおそれがないものとして規則で定める土砂等の堆積

第１７条を第７条とし、同条の次に次の１条を加える。

（関係書類の閲覧）

第８条　土砂等の堆積を行う者は、規則で定めるところにより、当該土砂等の堆積を行っている間、前条本文の規定により市長に届け出た書類の写しを、土砂等の堆積に関し生活環境の保全上利害関係を有する者の求めに応じ、閲覧させなければならない。

第１８条から第２０条までを削る。

第２１条中「たい積」を「堆積」に改め、同条を第９条とする。

第２２条第１項中「たい積を」を「堆積を」に、「たい積区域」を「堆積区域」に、「たい積の」を「堆積の」に改め、同条を第１０条とし、

第２３条を第１１条とする。

第２４条の前の見出し及び同条を削る。

第２５条の前に見出しとして「（罰則）」を付し、同条中「又は第１９条第１項」を削り、同条を第１２条とする。

第２６条第１号を削り、同条第２号中「第１６条第１項又は第１７条」を「第７条」に改め、同号を同条第１号とし、同条第３号中「第２１条」を「第９条」に改め、同号を同条第２号とし、同条第４号中「第２２条第１項」を「第１０条第１項」に改め、同号を同条第３号とし、同条を第１３条とする。

第２７条を削る。

第２８条中「第２４条から前条まで」を「前２条」に改め、同条を第１４条とする。

附則第２項の前の見出し並びに同項及び第３項を削る。

附則第４項中「並びに附則第２項の規定に基づきなお従前の例により行われている土砂等のたい積に係るこの条例の施行後にした行為及び前項後段の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為」を削り、同項を附則第２項とし、同項に見出しとして「（経過措置）」を付する。

附　則

（施行期日）

１　この条例は令和７年７月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の際現に改正前の熊谷市土砂等のたい積の規制に関する条例（以下「旧条例」という。）第７条第１項又は第１０条第１項の許可を受けて行われている土砂等のたい積に関する旧条例第４条、第５条及び第９条から第２２条までの規定の適用については、当該許可の期間が満了する日までの間（当該許可の期間が満了する

日までに旧条例第１９条の規定による命令を受けた者にあっては、当該命令に係る事由が消滅する日又は当該許可の期間が満了する日のいずれか遅い日までの間）は、なお従前の例による。

３　この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に旧条例第７条第１項又は第１０条第１項の許可の申請があった場合において、施行日の前日までに当該申請に対する処分がされないときは、当該申請は、同日に、却下されたものとみなす。

４　施行日前に旧条例第７条第１項又は第１０条第１項の規定に違反して行われた土砂等のたい積に関する旧条例第４条、第５条、第１９条第２項及び第２０条から第２２条までの規定の適用については、なお従前の例によることができる。

５　施行日前にされた旧条例第１９条第２項の規定による命令を受けた者に対する旧条例第２１条及び第２２条の規定の適用については、当該命令に係る事由が消滅する日までの間は、なお従前の例による。

６　施行日前にした行為並びに附則第４項及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（熊谷市景観条例の一部改正）

７　熊谷市景観条例（平成２１年条例第３２号）の一部を次のように改正する。

別表第１第３号中「次に掲げるもの」を「熊谷市土砂等の堆積による土壌の汚染の防止に関する条例（平成１９年条例第１０号）第２条第２号に規定する土砂等の堆積」に改め、同号⑴及び⑵を削る。

令和７年６月５日提出

熊谷市長　小　林　哲　也

提案説明

「宅地造成及び特定盛土等規制法」の規定により宅地造成等工事規制区域が指定されることに伴い、土砂等のたい積に係る規制を廃止したいので、この案を提出するものであります。

議案第４９号

熊谷市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

熊谷市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成２６年条例第２９号）の一部を次のように改正する。

第２４条の見出し中「掲示」を「掲示等」に改め、同条中「掲示しなければならない」を「掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない」に改める。

第４０条第１項中「第４５条第３項第１号」を「第４５条第３項」に、「同号」を「第４５条第３項」に改める。

第４５条第１項第１号中「を行う」を「（次項において「保育内容支援」という。）を実施する」に改め、同項第３号中「第４項第１号」を「第６項第１号」に改め、同条中第９項を第１１項とし、第４項から第８項までを２項ずつ繰り下げ、同条第３項各号列記以外の部分を次のように改める。

前項各号の代替保育連携協力者とは、第１項第２号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

第４５条第３項第１号中「当該」を削り、「小規模保育事業Ａ型若しくは小規模保育事業Ｂ型又は事業所内保育事業を行う者（同号において「小規模保育事業Ａ型事業者等」という。）」を「小規模保育事業Ａ型事業者等」に改め、同項を同条第５項とし、同条第２項各号列記以外の部分中「全てを満たすと認める」を「いずれかを満たす」に、「前

項第２号」を「第１項第２号」に改め、同項各号を次のように改める。

⑴　特定地域型保育事業者が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次に掲げる要件を満たすと市長が認めること。

ア　特定地域型保育事業者と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ　代替保育連携協力者が本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

⑵　市長が特定地域型保育事業者による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

第４５条中第２項を第４項とし、第１項の次に次の２項を加える。

２　市長は、特定地域型保育事業者による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第１号の規定を適用しないこととすることができる。

⑴　特定地域型保育事業者が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

⑵　次に掲げる要件を満たすこと。

ア　特定地域型保育事業者と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ　保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

３　前項各号の保育内容支援連携協力者とは、小規模保育事業Ａ型若しくは小規模保育事業Ｂ型又は事業所内保育事業を行う者（第５項において「小規模保育事業Ａ型事業者等」という。）であって、第１項第１号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

第５７条第２項第２号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその

他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）」に改める。

附則第４条中「１０年」を「１５年」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

令和７年６月５日提出

熊谷市長　小　林　哲　也

提案説明

「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」の一部改正に伴い、連携施設の確保に関する経過措置の適用期限を延長するとともに、保育内容支援等に係る基準の緩和等を行いたいので、この案を提出するものであります。

議案第５０号

熊谷市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

熊谷市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２６年条例第３０号）の一部を次のように改正する。

第６条第１項第１号中「を行う」を「（次項において「保育内容支援」という。）を実施する」に改め、同項第３号中「この号」の次に「及び第６項第１号」を加え、同条中第５項を第７項とし、第４項を第６項とし、同条第３項各号列記以外の部分を次のように改める。

前項各号の代替保育連携協力者とは、第１項第２号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

第６条第３項第１号中「当該」を削り、「第２７条に規定する小規模保育事業Ａ型若しくは小規模保育事業Ｂ型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業Ａ型事業者等」という。）」を「小規模保育事業Ａ型事業者等」に改め、同項を同条第５項とし、同条第２項中「全てを満たすと認める」を「いずれかを満たす」に、「前項第２号」を「第１項第２号」に改め、同項各号を次のように改める。

⑴　家庭的保育事業者等が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次に掲げる要件を満たすと市長が認めること。

ア　家庭的保育事業者等と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ　代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

⑵　市長が家庭的保育事業者等による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

第６条中第２項を第４項とし、第１項の次に次の２項を加える。

２　市長は、家庭的保育事業者等による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第１号の規定を適用しないこととすることができる。

⑴　家庭的保育事業者等が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

⑵　次に掲げる要件を満たすこと。

ア　家庭的保育事業者等と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ　保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

３　前項各号の保育内容支援連携協力者とは、第２７条に規定する小規模保育事業Ａ型若しくは小規模保育事業Ｂ型又は事業所内保育事業を行う者（第５項において「小規模保育事業Ａ型事業者等」という。）であって、第１項第１号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

附則第４項中「１０年」を「１５年」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

令和７年６月５日提出

熊谷市長　小　林　哲　也

提案説明

「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」の一部改正に伴い、連携施設の確保に関する経過措置の適用期限を延長するとともに、

保育内容支援等に係る基準の緩和を行いたいので、この案を提出するものであります。

議案第５１号

熊谷市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部を改正する条例

熊谷市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和４年条例第３５号）の一部を次のように改正する。

第４条中「日から」の次に「起算して」を加える。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の第４条の規定は、この条例の施行の日以後になされた個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）第７６条第１項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）について適用し、同日前になされた開示請求については、なお従前の例による。

令和７年６月５日提出

熊谷市長　小　林　哲　也

提案説明

保有個人情報の開示決定等の期限に係る特例の見直しを行いたいので、この案を提出するものであります。

議案第５２号

熊谷市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

目次

第１章　総則（第１条―第１９条）
第２章　乳児等通園支援事業
第１節　通則（第２０条）
第２節　一般型乳児等通園支援事業（第２１条―第２４条）
第３節　余裕活用型乳児等通園支援事業（第２５条・第２６条）
第３章　雑則（第２７条・第２８条）
附則

第１章　総則

（趣旨）

第１条　この条例は、児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号。以下「法」という。）第３４条の１６第１項の規定に基づき、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（最低基準の目的）

第２条　この条例で定める基準（以下「最低基準」という。）は、明るく衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「乳児等通園支援事業所」という。）の管理者を含む。以下同じ。）が、乳児等通園支援（乳児等通園支援事業として行う法第６条の３第２３項の乳児又は幼児への遊び及び生活の場の提供並びにその保護者への面談及び当該保護者への援助をいう。以下同じ。）を提供することにより、乳児等通園支援事業を利用している乳児又は幼児（以下「利用乳幼児」という。）が、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

（最低基準の向上）

第３条　市長は、熊谷市児童福祉審議会の意見を聴き、その監督に属する乳児等通園支援事業を行う者（以下「乳児等通園支援事業者」という。）に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるよう勧告することができる。

２　市は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

（最低基準と乳児等通園支援事業者）

第４条　乳児等通園支援事業者は、最低基準を超えて、常にその設備及び運営を向上させなければならない。

２　最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている乳児等通園支援事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

（乳児等通園支援事業者の一般原則）

第５条　乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

２　乳児等通園支援事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、その行う乳児等通園支援事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

３　乳児等通園支援事業者は、自らその提供する乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

４　乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

５　乳児等通園支援事業所には、法に定める事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

６　乳児等通園支援事業所の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設

けられなければならない。

（乳児等通園支援事業者の非常災害対策）

第６条　乳児等通園支援事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的な計画を立て、これに対する不断の注意と訓練（次項の訓練を除く。）をするよう努めなければならない。

２　乳児等通園支援事業者は、少なくとも毎月１回、避難及び消火に関する訓練を行わなければならない。

（安全計画の策定等）

第７条　乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、乳児等通園支援事業所ごとに、当該乳児等通園支援事業所の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた乳児等通園支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他乳児等通園支援事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

２　乳児等通園支援事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

３　乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

４　乳児等通園支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第８条　乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の事業所外での活動、

取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

２　乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

（乳児等通園支援事業者の職員の一般的要件）

第９条　乳児等通園支援事業者の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性及び倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。

（乳児等通園支援事業者の職員の知識及び技能の向上等）

第１０条　乳児等通園支援事業者の職員は、常に自己研鑽（さん）に励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

２　乳児等通園支援事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

（他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準）

第１１条　乳児等通園支援事業所は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行う乳児等通園支援に支障がない場合に限り、

必要に応じ当該乳児等通園支援事業所の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。

（差別的取扱いの禁止）

第１２条　乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

（虐待等の禁止）

第１３条　乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、法第３３条の１０各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

（衛生管理等）

第１４条　乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

２　乳児等通園支援事業者は、乳児等通園支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。

３　乳児等通園支援事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、その管理を適正に行わなければならない。

（食事）

第１５条　乳児等通園支援事業者は、食事の提供を行う場合（事業所外で調理し乳児等通園支援事業所に搬入する方法により行う場合を含む。）においては、当該乳児等通園支援事業所において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えな

ければならない。

（運営規程）

第１６条　乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

⑴　乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針

⑵　提供する乳児等通園支援の内容

⑶　職員の職種、員数及び職務の内容

⑷　乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日

⑸　保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額

⑹　乳児及び幼児の区分ごとの利用定員

⑺　乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項

⑻　緊急時等における対応方法

⑼　非常災害対策

⑽　虐待の防止のための措置に関する事項

⑾　その他乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項

（帳簿の整備）

第１７条　乳児等通園支援事業所には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。

（秘密保持等）

第１８条　乳児等通園支援事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

２　乳児等通園支援事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことが

ないよう、必要な措置を講じなければならない。

（苦情への対応）

第１９条　乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

２　乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関し、市からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

第２章　乳児等通園支援事業

第１節　通則

（乳児等通園支援事業の区分）

第２０条　乳児等通園支援事業は、一般型乳児等通園支援事業及び余裕活用型乳児等通園支援事業とする。

２　一般型乳児等通園支援事業とは、乳児等通園支援事業であって次項に定めるものに該当しないものをいう。

３　余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成１８年法律第７７号）第２条第６項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。）又は家庭的保育事業等（法第２４条第２項に規定する家庭的保育事業等をいい、居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。）を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数（以下この項において「利用児童数」という。）がその施設又は事業に係る利用定員の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。

第２節　一般型乳児等通園支援事業

（設備の基準）

第２１条　一般型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「一般型乳児等通園支援事業所」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。

⑴　乳児又は満２歳に満たない幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、乳児室又はほふく室及び便所を設けること。

⑵　乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児１人につき１．６５平方メートル以上であること。

⑶　ほふく室の面積は、乳児又は第１号の幼児１人につき３．３平方メートル以上であること。

⑷　乳児室又はほふく室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。

⑸　満２歳以上の幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、保育室又は遊戯室及び便所を設けること。

⑹　保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児１人につき１．９８平方メートル以上であること。

⑺　保育室又は遊戯室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。

⑻　乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を２階に設ける建物は次のア、イ及びカの要件に、保育室等を３階以上に設ける建物は次に掲げる要件に該当するものであること。

ア　建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）第２条第９号の２に規定する耐火建築物又は同条第９号の３に規定する準耐火建築物であること。

イ　保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる

施設又は設備が１以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
２階	常用	１　屋内階段 ２　屋外階段
	避難用	１　建築基準法施行令（昭和２５年政令第３３８号）第１２３条第１項各号又は同条第３項各号に規定する構造の屋内階段 ２　待避上有効なバルコニー ３　建築基準法第２条第７号の２に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 ４　屋外階段
３階	常用	１　建築基準法施行令第１２３条第１項各号又は同条第３項各号に規定する構造の屋内階段 ２　屋外階段
	避難用	１　建築基準法施行令第１２３条第１項各号又は同条第３項各号に規定する構造の屋内階段 ２　建築基準法第２条第７号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 ３　屋外階段
４階以上の階	常用	１　建築基準法施行令第１２３条第１項各号又は同条第３項各号に規定する構造の屋内階段 ２　建築基準法施行令第１２３条第２項各

		号に規定する構造の屋外階段
	避難用	1　建築基準法施行令第１２３条第１項各号又は同条第３項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第１項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の１階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第３項第２号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同項第３号、第４号及び第１０号を満たすものとする。） 2　建築基準法第２条第７号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3　建築基準法施行令第１２３条第２項各号に規定する構造の屋外階段

ウ　イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が３０メートル以下となるように設けられていること。

エ　一般型乳児等通園支援事業所に調理設備（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。）を設ける場合には、当該調理設備以外の部分と一般型乳児等通園支援事業所の調理設備の部分が建築基準法第２条第７号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第１１２条第１項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若し

くは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

(ｱ)　スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

(ｲ)　調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ　一般型乳児等通園支援事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

カ　保育室等その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ　非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

ク　一般型乳児等通園支援事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防炎処理が施されていること。

（職員）

第２２条　一般型乳児等通園支援事業所には、保育士その他乳児等通園支援に従事する職員として市町村長が行う研修（市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。）を置かなければならない。

２　乳児等通園支援従事者の数は、乳児おおむね３人につき１人以上、満１歳以上満３歳未満の幼児おおむね６人につき１人以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。ただし、一の一般型乳児等通園支援事業所につき２人を下ることはできない。

３　乳児等通園支援従事者は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事するものでなければならない。ただし、次の各号のいずれかに

該当する場合は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員を１人とすることができる。

⑴　当該一般型乳児等通園支援事業と保育所、幼稚園、認定こども園その他の施設又は事業（以下この項において「保育所等」という。）とが一体的に運営されている場合であって、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の職員（保育その他の子育て支援に従事する職員に限る。）による支援を受けることができ、かつ、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員が保育士であるとき。

⑵　当該一般型乳児等通園支援事業を利用している乳幼児の人数が３人以下である場合であって、保育所等を利用している乳幼児の保育が現に行われている乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室において当該一般型乳児等通園支援事業が実施され、かつ、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の保育士による支援を受けることができるとき。

（乳児等通園支援の内容）

第２３条　一般型乳児等通園支援事業における乳児等通園支援は、児童福祉法施行条例（平成２４年埼玉県条例第６８号）第１９４条においてその例によることとされる児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和２３年厚生省令第６３号）第３５条に規定する内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業の特性に留意して、利用乳幼児及びその保護者の心身の状況等に応じて提供されなければならない。

（保護者との連絡）

第２４条　一般型乳児等通園支援事業を行う者は、利用乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、乳児等通園支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

第３節　余裕活用型乳児等通園支援事業

（設備及び職員の基準）

第２５条　余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所の設備及び職員の基準は、次の各号に掲げる施設又は事業所の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

⑴　保育所　埼玉県の児童福祉法施行条例（保育所に係るものに限る。）

⑵　認定こども園　埼玉県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成１８年埼玉県条例第６７号）

⑶　家庭的保育事業等を行う事業所　熊谷市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２６年条例第３０号）（居宅訪問型保育事業に係るものを除く。）

（準用）

第２６条　第２３条及び第２４条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。

第３章　雑則

（暴力団等の排除）

第２７条　乳児等通園支援事業者及びその職員は、熊谷市暴力団排除条例（平成２５年条例第２８号）第２条第１号に規定する暴力団、同条第２号に規定する暴力団員又は同条例第３条第２項に規定する暴力団関係者と不適切な関係を有すると認められるものであってはならない。

（電磁的記録）

第２８条　乳児等通園支援事業者及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の

有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

令和７年６月５日提出

熊谷市長　小　林　哲　也

提案説明

「児童福祉法」の一部改正に伴い、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めたいので、この案を提出するものであります。

議案第５３号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結することについて、議決を求める。

１　名　　称　熊谷市立熊谷東小学校教室棟改修建築工事

２　場　　所　熊谷市末広三丁目４番１号

３　概　　要　⑴　内装改修工事

⑵　外壁改修工事

⑶　塗装改修工事

⑷　その他

４　契約金額　６０７，６４０，０００円

５　契約の相手方　熊谷市上根１０２番地

田部井建設株式会社

代表取締役　田部井　俊　一

令和７年６月５日提出

熊谷市長　小　林　哲　也

提案説明

熊谷市立熊谷東小学校教室棟改修建築工事の請負契約を締結したいので、この案を提出するものであります。

議案第５４号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結することについて、議決を求める。

１　名　　称　熊谷市立荒川中学校教室棟改修建築工事

２　場　　所　熊谷市月見町二丁目１７４番地

３　概　　要　⑴　内装改修工事

⑵　外壁改修工事

⑶　塗装改修工事

⑷　その他

４　契約金額　４７４，１００，０００円

５　契約の相手方　熊谷市村岡３０６番地１

株式会社　ケージーエム

代表取締役　小　林　正　裕

令和７年６月５日提出

熊谷市長　小　林　哲　也

提案説明

熊谷市立荒川中学校教室棟改修建築工事の請負契約を締結したいので、この案を提出するものであります。

議案第５５号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結することについて、議決を求める。

１　名　　称　熊谷市立佐谷田小学校教室棟改修建築工事（１期）

２　場　　所　熊谷市佐谷田１０３０番地

３　概　　要　⑴　内装改修工事
⑵　外壁改修工事
⑶　塗装改修工事
⑷　その他

４　契約金額　３８３，９００，０００円

５　契約の相手方　熊谷市石原１１９４番地
大和建設株式会社
代表取締役　小　川　善　司

令和７年６月５日提出

熊谷市長　小　林　哲　也

提案説明

熊谷市立佐谷田小学校教室棟改修建築工事の請負契約を締結したいので、この案を提出するものであります。

議案第５６号

工事請負契約の締結についての変更について

工事請負契約の締結について（令和６年議決第３８号・令和６年一部変更議決第１２１号）の一部を次のように変更することについて、議決を求める。

「４　契　約　金　額　　４，９４２，０５８，７１５円」を

「４　契　約　金　額　　５，００１，３２６，７１５円」に変更する。

令和７年６月５日提出

熊谷市長　小　林　哲　也

提案説明

熊谷市子育て支援・保健拠点施設整備事業建設工事に係る請負契約の金額を増額したいので、この案を提出するものであります。

議案第５７号

工事請負契約の締結についての変更について

工事請負契約の締結について（令和６年議決第４２号）の一部を次のように変更することについて、議決を求める。

「４　契　約　金　額　　３３５，０２７，０００円」を

「４　契　約　金　額　　３３７，０４０，０００円」に変更する。

令和７年６月５日提出

熊谷市長　小　林　哲　也

提案説明

旧妻沼清掃センター解体工事に係る請負契約の金額を増額したいので、この案を提出するものであります。

議案第５８号

工事請負契約の締結についての変更について

工事請負契約の締結について（令和７年議決第３１号）の一部を次のように変更することについて、議決を求める。

「４　契　約　金　額　　２３９，８００，０００円」を

「４　契　約　金　額　　２４２，８８０，０００円」に変更する。

令和７年６月５日提出

熊谷市長　小　林　哲　也

提案説明

熊谷市立勤労会館等解体工事に係る請負契約の金額を増額したいので、この案を提出するものであります。

議案第５９号

財産の取得について

次のとおり物品を取得することについて、議決を求める。

１	目　　的	災害対応特殊救急自動車の配備
２	品目及び数量	災害対応特殊救急自動車　１台
３	取得価格	１９，８５５，０００円
４	契約の相手方	さいたま市中央区下落合四丁目２４番１５号 日産プリンス埼玉販売株式会社　法人営業部 部長　飯　島　　誠

令和７年６月５日提出

熊谷市長　小　林　哲　也

提案説明

災害対応特殊救急自動車を取得したいので、この案を提出するものであります。

議案第６０号

財産の取得について

次のとおり物品を取得することについて、議決を求める。

１　目　　的　　災害対応特殊救急自動車の配備

２　品目及び数量　　高度救命処置用資機材等　１組

３　取得価格　　２０，６８０，０００円

４　契約の相手方　　さいたま市北区東大成町二丁目６３７番地１

日本船舶薬品株式会社　関東営業所

所長　飯　沼　誠　一

令和７年６月５日提出

熊谷市長　小　林　哲　也

提案説明

災害対応特殊救急自動車に搭載する高度救命処置用資機材等を取得したいので、この案を提出するものであります。

議案第６１号

事業契約の締結について

次のとおり事業契約を締結することについて、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成１１年法律第１１７号）第１２条の規定により、議決を求める。

１	名　　称	（仮称）道の駅「くまがや」整備事業（その２）
２	場　　所	熊谷市池上地内
３	概　　要	⑴　建築工事
		⑵　建築工事の監理
４	契約金額	１，９８２，３１２，６０５円
５	契約の相手方	熊谷市太井１８２７番地
		熊谷ＲＳマネジメント株式会社
		代表取締役　林　　隆　志
６	契約期間	契約締結の日から令和２５年３月３１日まで

令和７年６月５日提出

熊谷市長　小　林　哲　也

提案説明

（仮称）道の駅「くまがや」整備事業の事業契約を締結したいので、この案を提出するものであります。